

# 八丈町障がい者福祉計画

- ・第7次障がい者計画
- ・第7期障がい福祉計画
- ・第3期障がい児福祉計画



八丈町「ロベレニくん」

令和6年12月

八丈町

## はじめに

このたび、八丈町では「八丈町障がい者福祉計画（第7次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したもので、国の基本指針も踏まえ、今後の八丈町における障がい者施策の方向性を示したものになっております。

今期の計画は、「障がいの有無にかかわらず、自ら必要な支援、サービス等を選択、享受し、地域とのつながりをつくる」を基本理念とし、住み慣れた地域で本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、また障がい福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保が計画的に図られるよう、障がい福祉施策を推進していきたいと考えておりますので、住民の皆様、関係機関の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました住民の皆様、貴重なご意見やご提案をいただきました八丈町自立支援協議会委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年12月

八丈町長 山下 奉也

# 目次

第1章 計画策定の背景・概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 八丈町自立支援協議会の役割	2
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	3
1 八丈町の人口及び世帯数、障がい者数の推移など（それぞれ3月31日を基準）	3
2 障がい者の日常生活の状況（アンケート結果抜粋）	7
3 事例の振り返りから見えた八丈島の課題	18
第3章 障がい者施策の展開（障がい者計画）	20
1 基本理念	20
2 基本目標と個別目標	20
3 施策の展開	20
第4章 障がい福祉サービス等の提供体制確保の方策	23
1 国の指針に基づく成果目標	23
2 障がい福祉サービスの体系	27
3 障がい福祉サービス等の見込量と確保策	28
4 地域生活支援事業の見込量と確保策	34
第5章 計画の推進に向けて	37
1 計画の推進体制	37
2 計画の進捗管理と評価	37
資料編	38
八丈町自立支援協議会設置要綱	38
八丈町自立支援協議会委員名簿	40

\*「障がい」と「障害」の表記について

本計画では、「障がい」と「障害」の表記については、法令や固有名詞で漢字が使われている場合は「障害」と表記します。それ以外は「障がい」と表記します。

# 第1章 計画策定の背景・概要

## 1 計画策定の背景

「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」と、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、「市町村障害福祉計画」の策定が義務化されました。また平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が施行され、地域で暮らす障がいがある人への支援体制の整備が進められてきました。

さらに、平成28年6月に、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律が公布され、平成30年度から施行されました。

この法律は、障がいのある人が自ら望む地域生活を営めるよう、生活、就労の支援の充実、高齢で障がいがある人の介護保険サービスの見直し、障がいがある子どもへの支援の拡充を図るなど、サービスの質の確保、向上を図るために整備することを目的としており、これに沿って「市町村障害児福祉計画」の策定が義務化されました。

このような状況のもと、八丈町では、計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の住民としてお互いに尊重し、支え合いながら安心して生活できる共生社会の実現を目指してきました。

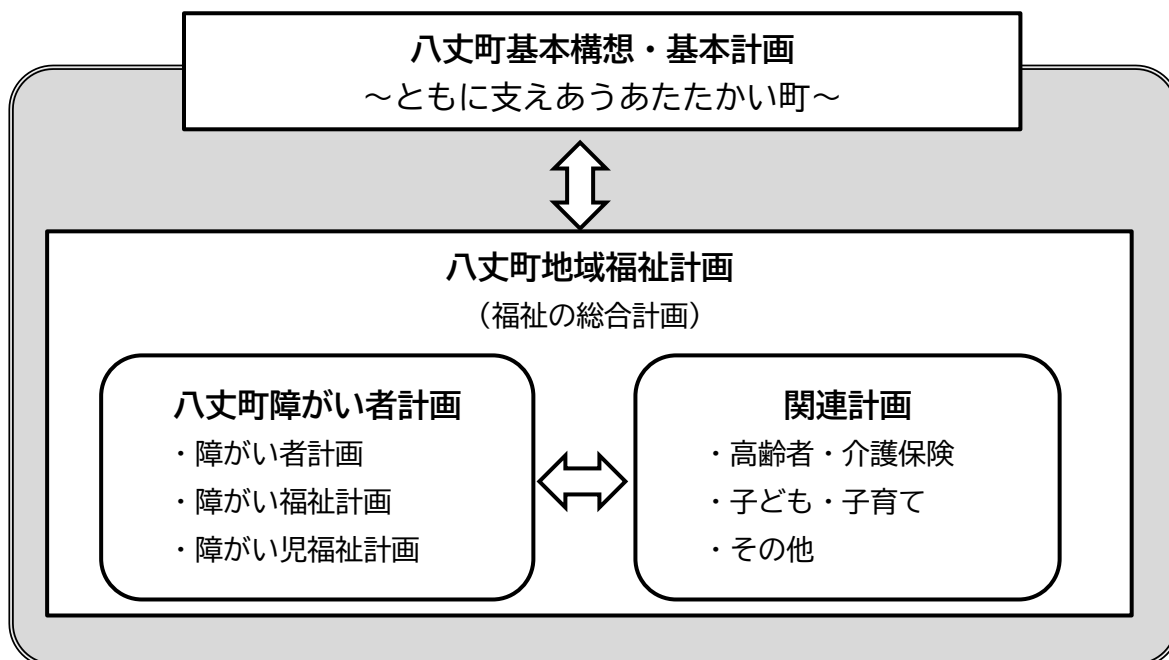
このたび、第6次八丈町障がい者計画・第6期八丈町障がい福祉計画・第2期八丈町障がい児福祉計画の期間が満了をむかえ、アンケート調査結果やこれまでの計画の進捗状況、国の基本指針などを踏まえ、第7次八丈町障がい者計画・第7期八丈町障がい福祉計画・第3期八丈町障がい児福祉計画を一体の計画として策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、次の三つの計画を一体的に策定したものであり、八丈町における障がい者施策を総合的・計画的に推進するための計画として位置付けられています。

障 害 者 計 画	障害者基本法に基づき、障がい者施策に関する基本的な計画として、広い分野にわたって達成すべき目標を定める計画。
障 害 福 祉 計 画	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスに関する具体的な計画として、必要なサービスの見込量や、地域生活移行、一般就労に関する目標などを定める計画。
障 害 児 福 祉 計 画	児童福祉法に基づき、障がい児福祉サービスに関する具体的な計画として、必要なサービスの見込量などを定める計画。

また、本計画は、「八丈町基本構想・八丈町基本計画」を上位計画に、各関連計画との調和・連携を意識するとともに、国の「障害者基本計画」や「障害福祉計画」「障害児福祉計画」策定に係る国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえています。



### 3 計画の期間

本計画は、障がい者や障がい児に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本指針に定める計画策定期間、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
八丈町 障がい者計画	第6次計画			第7次計画			第8次計画		
八丈町 障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
八丈町 障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

### 4 八丈町自立支援協議会の役割

「障害者自立支援法」に基づき、相談支援体制をはじめとする障がい者福祉に関する方策を協議する場として、また、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うために平成24年10月に設置しました。

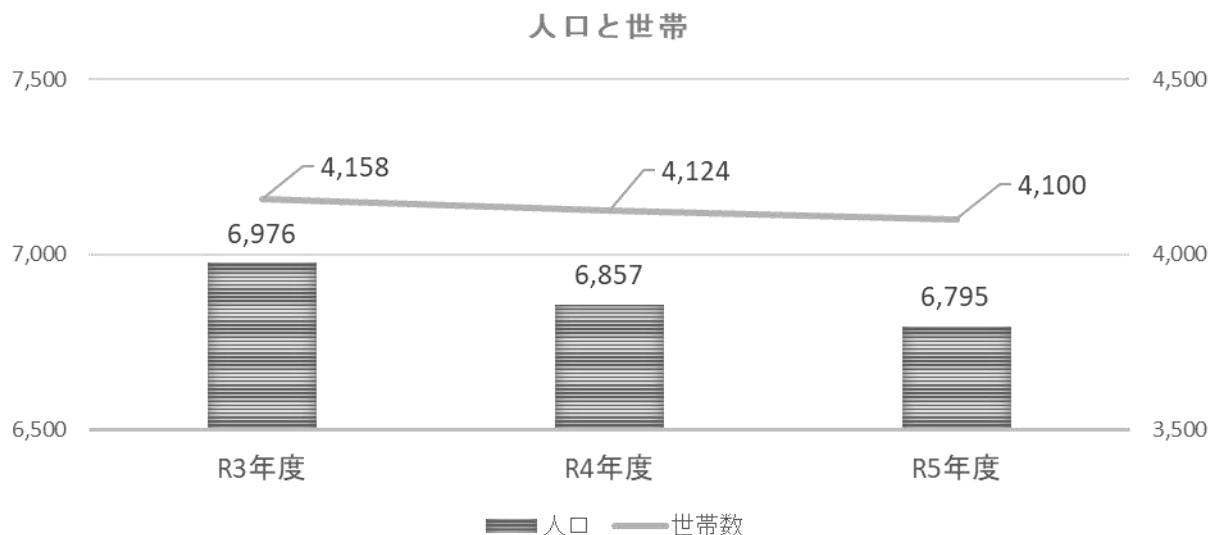
八丈町自立支援協議会では、八丈町障がい者福祉計画の策定の協議、進行管理、困難事例への対応や地域のネットワーク構築などを行います。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

### 1 八丈町の人口及び世帯数、障がい者数の推移など（それぞれ3月31日を基準）

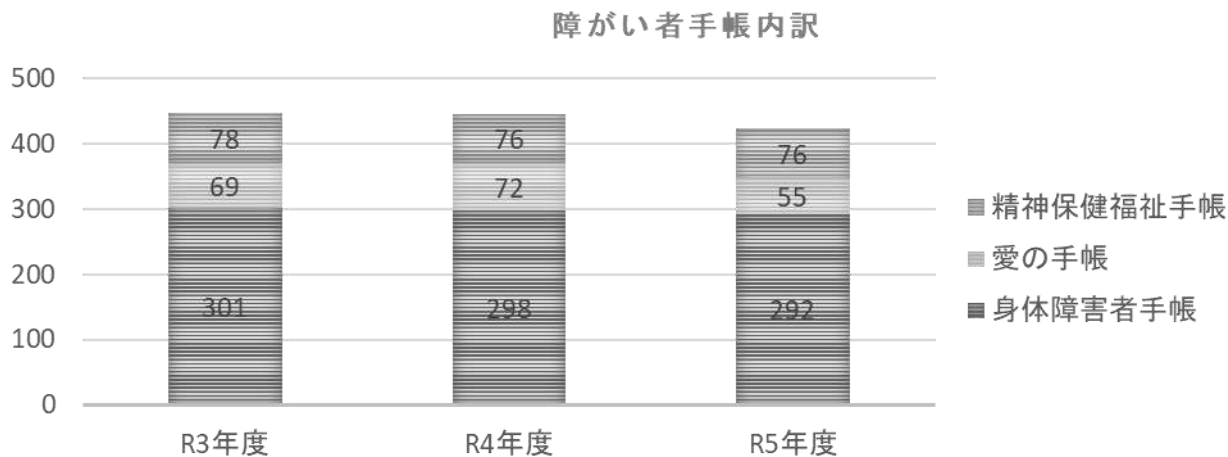
#### 1) 人口及び世帯数

	R3年度	R4年度	R5年度
人口	6,976	6,857	6,795
世帯数	4,158	4,124	4,100



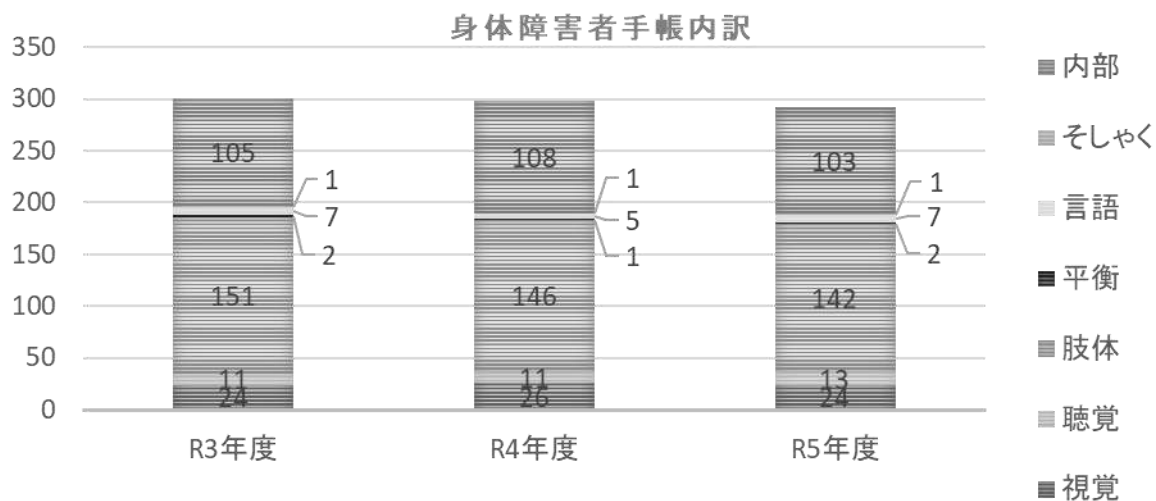
#### 2) 人口に占める障がい者（手帳所持者）数の構成比

	R3年度		R4年度		R5年度	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
人口	6,976	-	6,857	-	6,795	-
手帳所持者	448	6.4	446	6.5	423	6.2
身体障がい	301	4.3	298	4.3	292	4.3
知的障がい	69	1.0	72	1.1	55	0.8
精神障がい	78	1.1	76	1.1	76	1.1



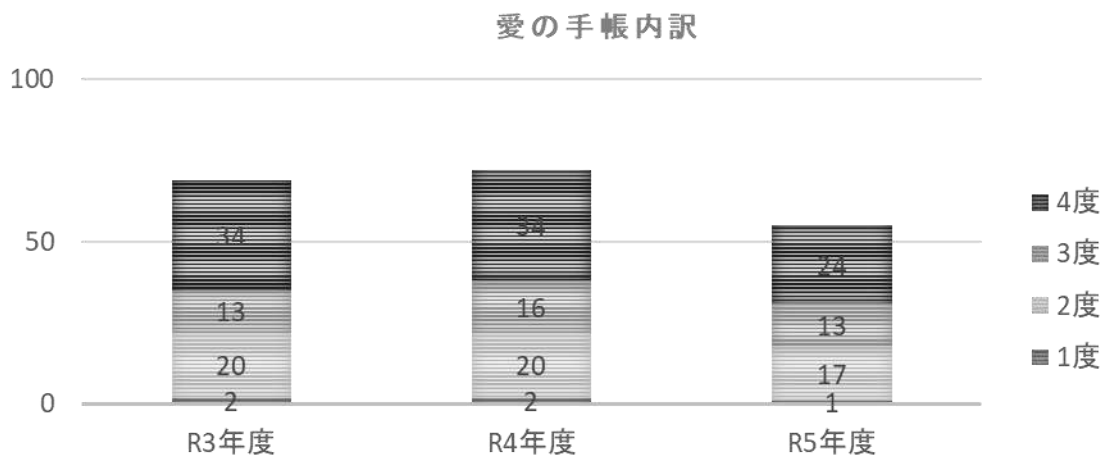
### 3) 身体障害者手帳所持者数 (重複障がいあり)

障がい種別	R3年度	R4年度	R5年度
視覚	24	26	24
聴覚	11	11	13
肢体	151	146	142
平衡	2	1	2
言語	7	5	7
そしゃく	1	1	1
内部	105	108	103
合計	301	298	292



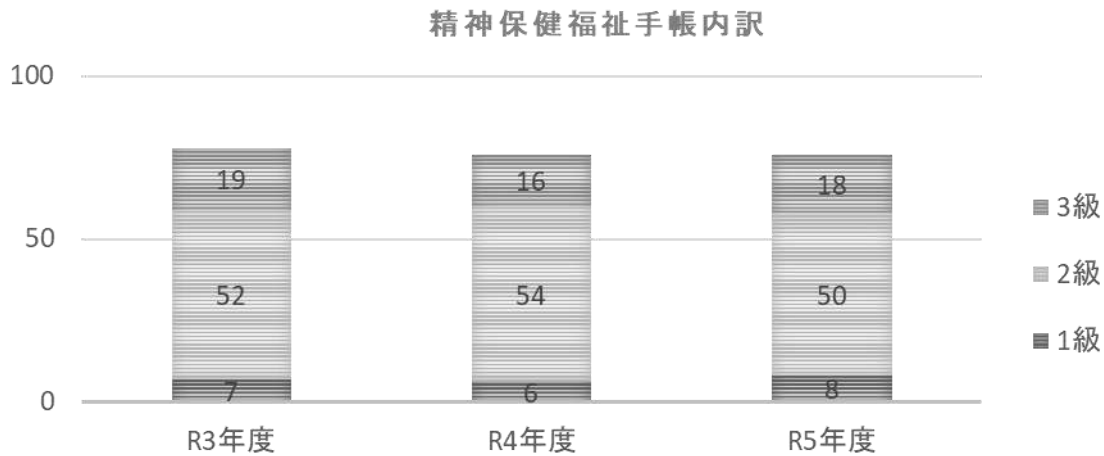
### 4) 愛の手帳所持者数

等級	R3年度	R4年度	R5年度
1度	2	2	1
2度	20	20	17
3度	13	16	13
4度	34	34	24
合計	69	72	55



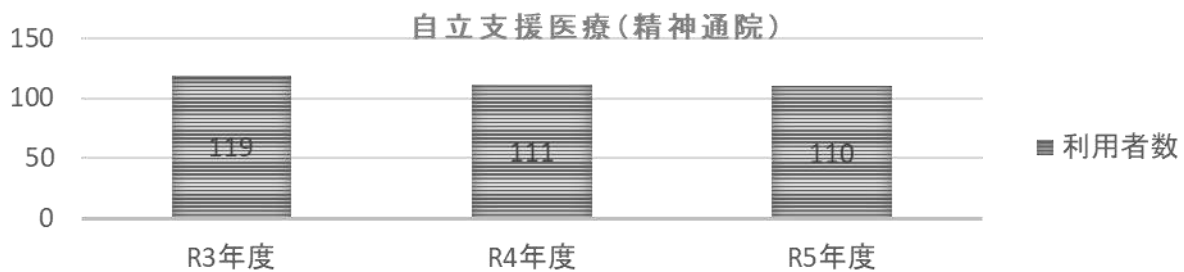
### 5) 精神保健福祉手帳所持者数

等級	R3年度	R4年度	R5年度
1級	7	6	8
2級	52	54	50
3級	19	16	18
合計	78	76	76



### 6) 自立支援医療（精神通院）利用者数

	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	119	111	110



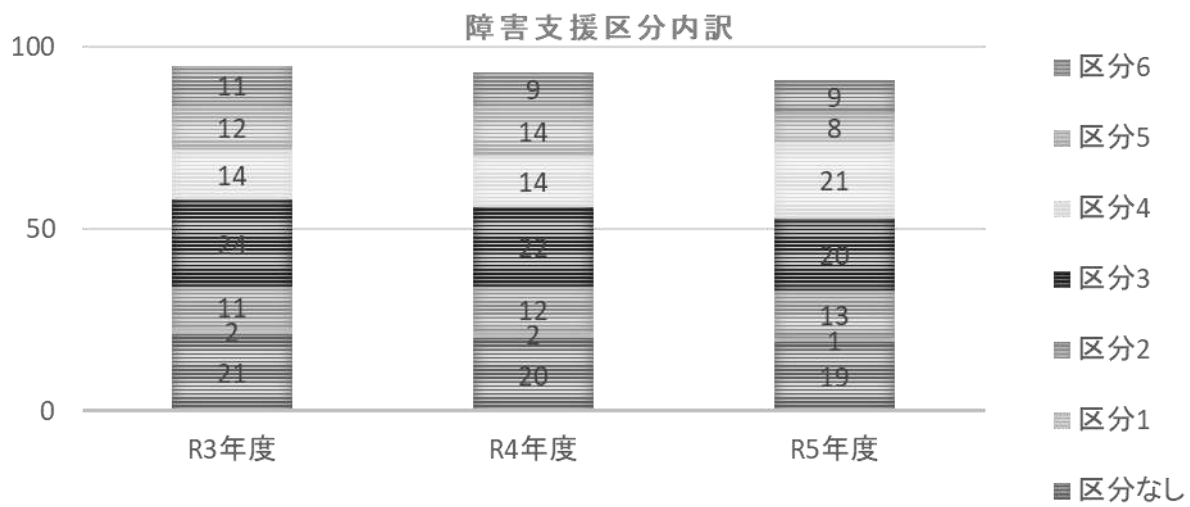
### 7) 難病医療費助成認定者数

	R3年度	R4年度	R5年度
認定者数	54	50	58



## 8) 障害支援区分認定者数

障がい種別	R3年度	R4年度	R5年度
区分なし	21	20	19
区分1	2	2	1
区分2	11	12	13
区分3	24	22	20
区分4	14	14	21
区分5	12	14	8
区分6	11	9	9
合計	95	93	91



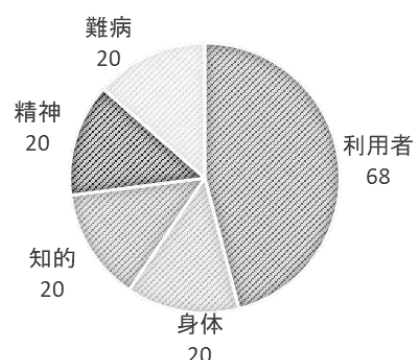
## 2 障がい者の日常生活の状況（アンケート結果抜粋）

### 1) アンケート調査実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や日頃から感じていること、今後地域で暮らすための必要な支援等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象は、令和6年8月1日現在で八丈町が支給決定し、障がい福祉サービスを利用されている方（島外在住者含む）と障がい福祉サービス未利用の方で各種障がい者手帳を所持している方、自立支援医療（精神通院医療）、難病医療費助成を利用している方の中から148名に実施し、73名の方から回答がありました（回答率49.3%）。

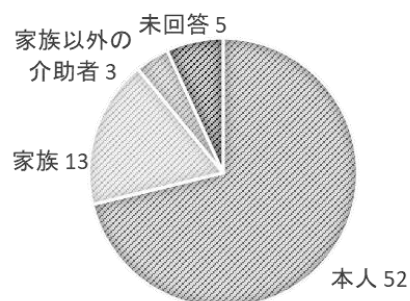
アンケート実施先		人数
サービス利用者		68
サービス未利用者	身体：身体障害者手帳	20
	知的：愛の手帳	20
	精神：精神保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院医療）	20
	難病：難病医療費助成	20



### 2) 回答者の内訳

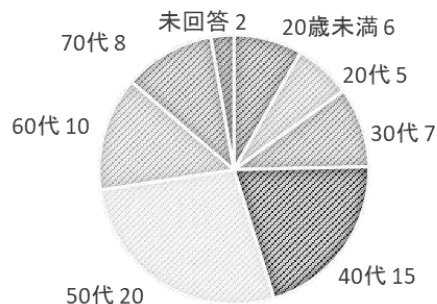
#### ①アンケートを回答した方

回答者	人数	割合%
本人	52	71.2
家族	13	17.8
家族以外の介助者	3	4.1
未回答	5	6.8



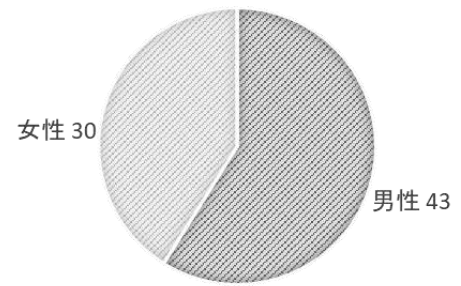
#### ②対象者の年齢

年齢	人数	割合%
20歳未満	6	8.2
20代	5	6.8
30代	7	9.6
40代	15	20.5
50代	20	27.4
60代	10	13.7
70代	8	11.0
未回答	2	2.7



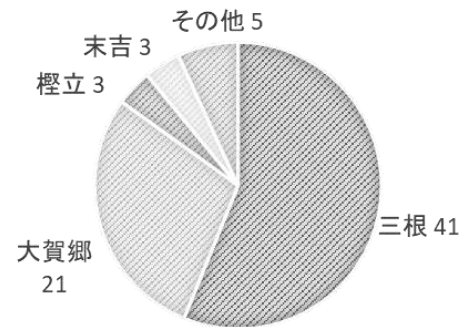
③対象者の性別

性別	人数	割合%
男性	43	58.9
女性	30	41.1
未回答	0	0.0



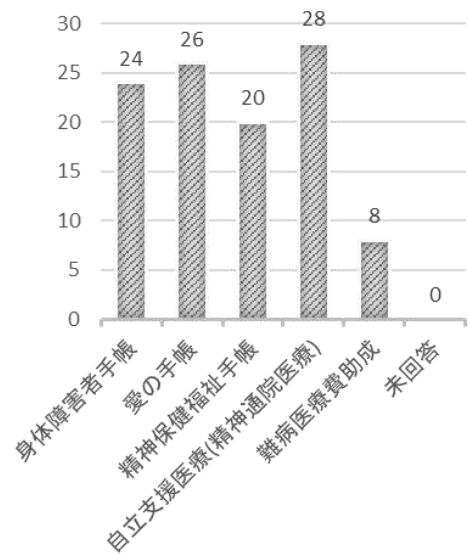
④対象者の住んでいる地域

住んでいる地域	人数	割合%
三根	41	56.2
大賀郷	21	28.8
檜立	3	4.1
中之郷	0	0.0
未吉	3	4.1
その他	5	6.8
未回答	0	0.0



⑤対象者の障がい者手帳等の所持状況（複数回答あり）

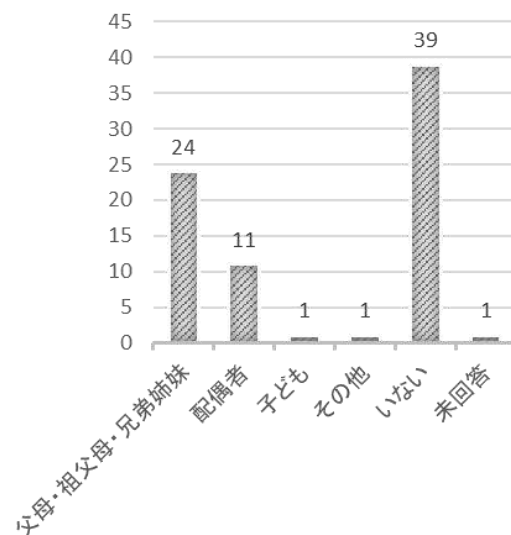
障がい者手帳等	人数
身体障害者手帳	24
愛の手帳	26
精神保健福祉手帳	20
自立支援医療(精神通院医療)	28
難病医療費助成	8
未回答	0



3) 現在の暮らしと日常生活の状況

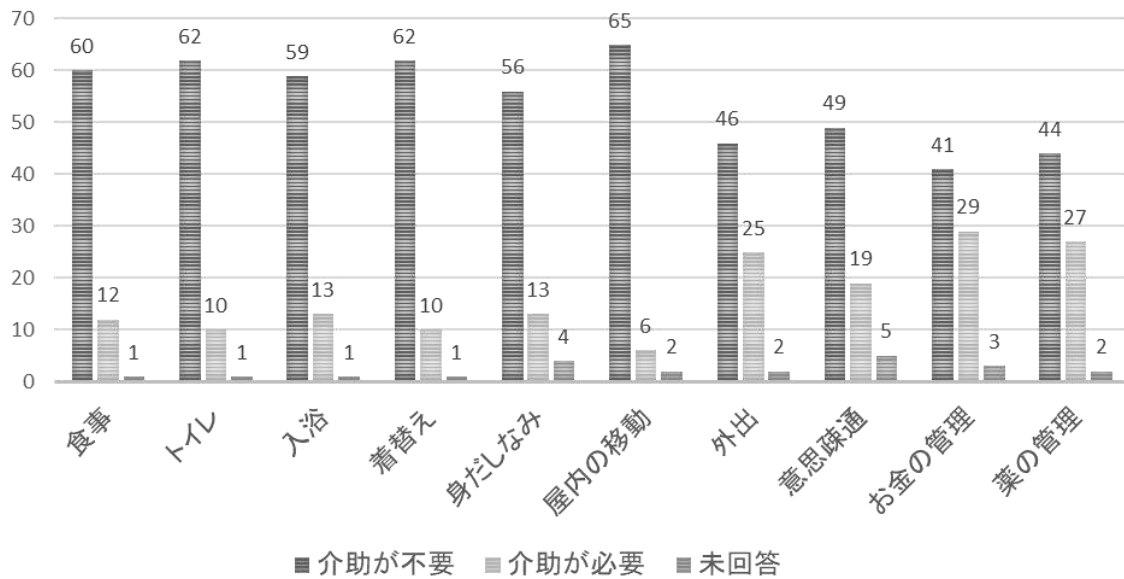
①世帯の状況（複数回答あり）

一緒に暮らしている人	人数
父母・祖父母・兄弟姉妹	24
配偶者	11
子ども	1
その他	1
いない	39
未回答	1



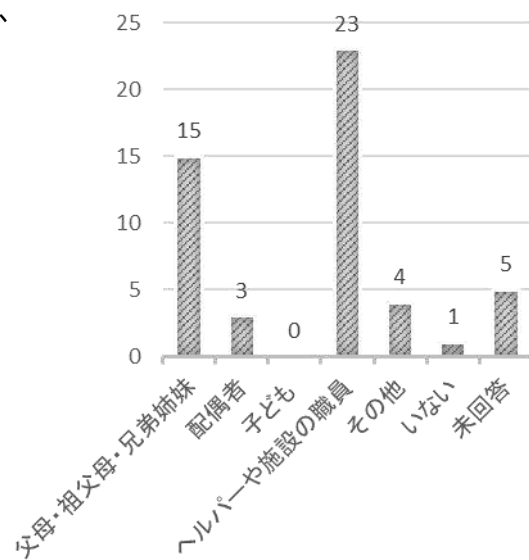
## ②介助の状況

食事やトイレなどの日常生活は、約80%以上の方が介助不要となっています。一方で、外出、意思疎通、金銭・服薬管理などについては、介助不用は約60%程度に留まっています。



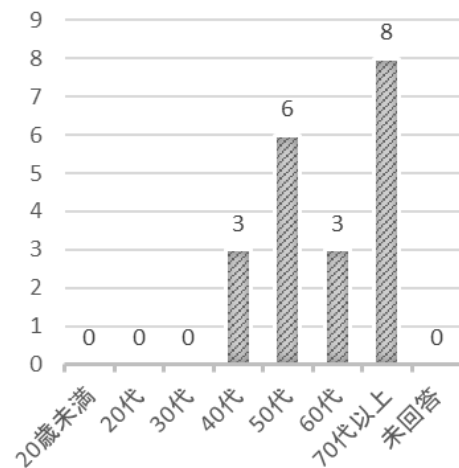
介助の主な担い手としては、ヘルパーや施設の職員、家族が多くなっています。(複数回答あり)

主な介助者	人数
父母・祖父母・兄弟姉妹	15
配偶者	3
子ども	0
ヘルパーや施設の職員	23
その他	4
いない	1
未回答	5



介助の中心となっている家族としては、70代以上が最も多くなっています。(複数回答あり)

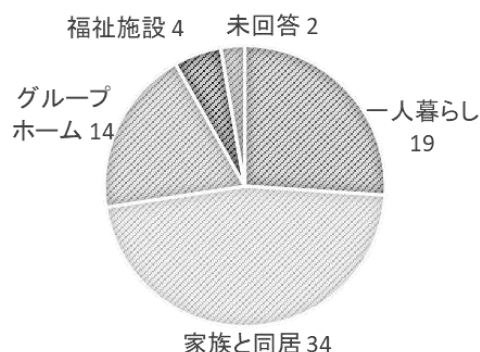
主な介助者の年齢	人数
20歳未満	0
20代	0
30代	0
40代	3
50代	6
60代	3
70代以上	8
未回答	0



### 3) 住まいや暮らしの状況

家族と同居 46.6%、1人暮らし 26.0%、グループホーム 19.2%、福祉施設 5.5%、未回答 2.7% となっています。

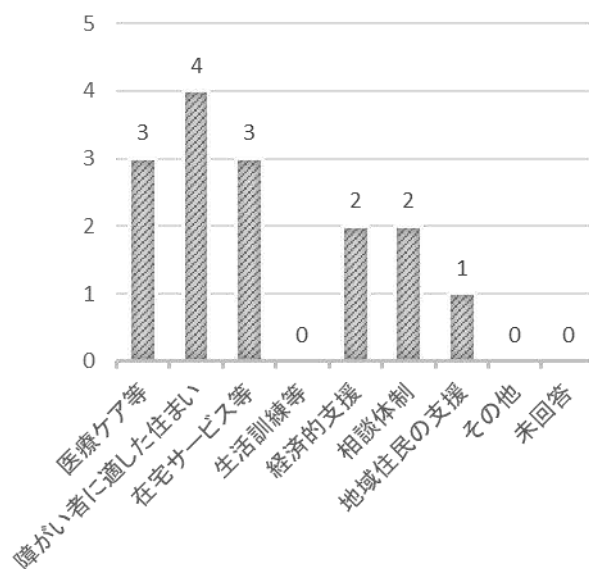
現在の暮らし	人数	割合%
一人暮らし	19	26.0
家族と同居	34	46.6
グループホーム	14	19.2
福祉施設(障がい者支援施設等)	4	5.5
病院入院	0	0.0
その他	0	0.0
未回答	2	2.7



また、福祉施設に入所している方が施設を出て暮らすためには、障がい者に適した住まいがあること、在宅での医療ケアや福祉サービスが適切に受けられることなどの希望があげられています。

(複数回答あり)

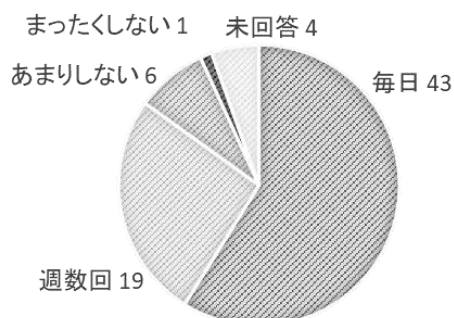
施設を出るために支援	人数
医療ケア等	3
障がい者に適した住まい	4
在宅サービス等	3
生活訓練等	0
経済的支援	2
相談体制	2
地域住民の支援	1
その他	0
未回答	0



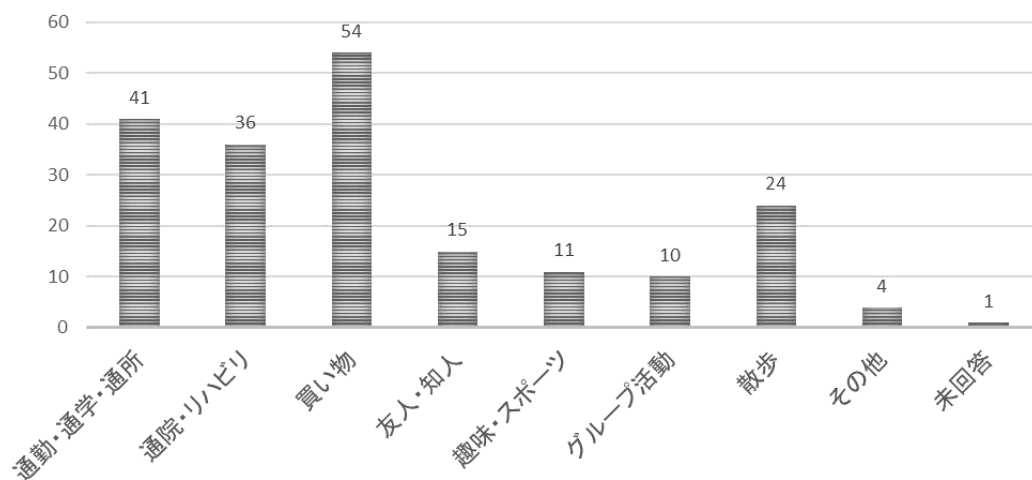
### 4) 外出の状況

外出の頻度としては、毎日外出している方が 58.9%、週数回 26.0% となっており、合わせて 80% 以上を占めています。一方、あまりしない 8.2%、まったくしない 1.4% となっており、合わせて約 10% の方が外出頻度の少ない状況となっています。

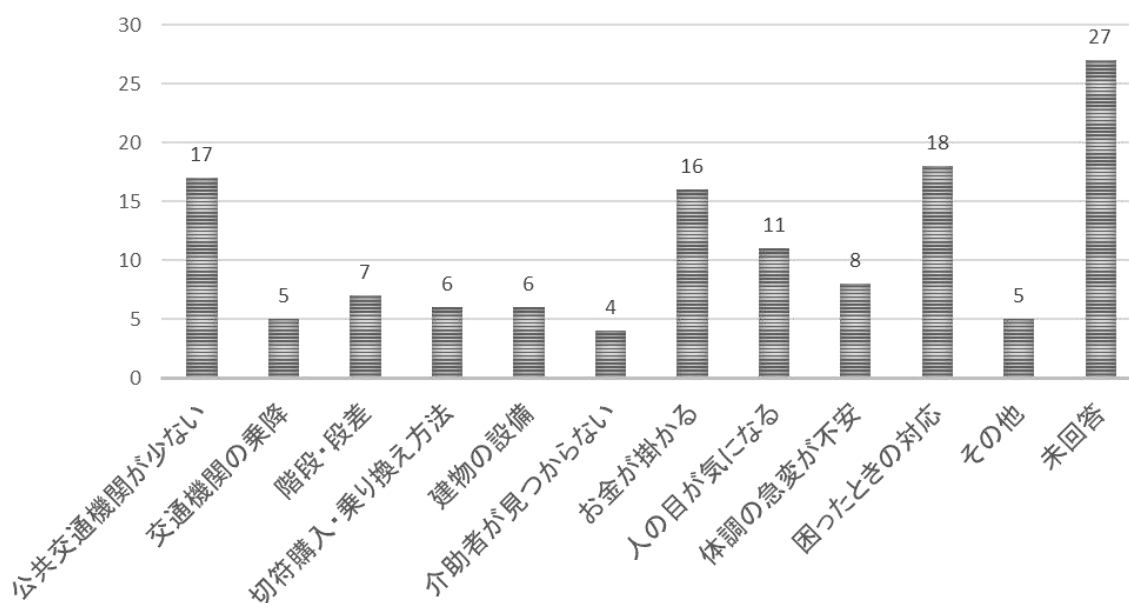
外出頻度	人数	割合%
毎日	43	58.9
週数回	19	26.0
あまりしない	6	8.2
まったくしない	1	1.4
未回答	4	5.5



外出目的としては、多い順に、買い物、通勤・通学・通所、通院・リハビリとなっています。  
 (複数回答あり)



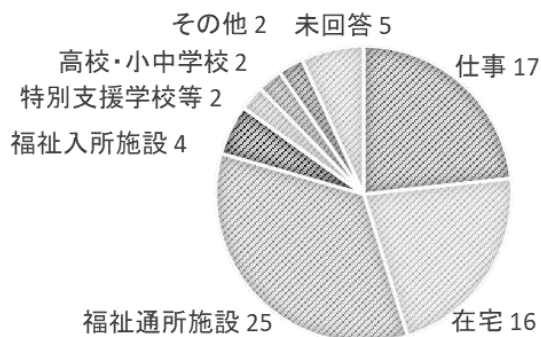
外出時に困ることとしては、多い順に、困ったときの対応、公共交通機関が少ない、お金が掛かることとなっています。(複数回答あり)



## 5) 日中の生活状況

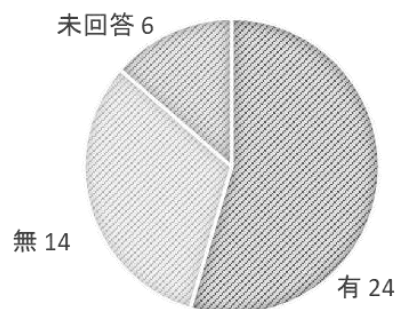
日中の過ごし方として、割合の高いものは、福祉通所・入所施設を合わせて 39.7%、仕事 23.3%、在宅 21.9%となっています。

日中の過ごし方	人数	割合%
仕事	17	23.3
在宅	16	21.9
福祉通所施設	25	34.2
福祉入所施設	4	5.5
大学・専門学校等	0	0.0
高校・小中学校	2	2.7
特別支援学校等	2	2.7
その他	2	2.7
未回答	5	6.8

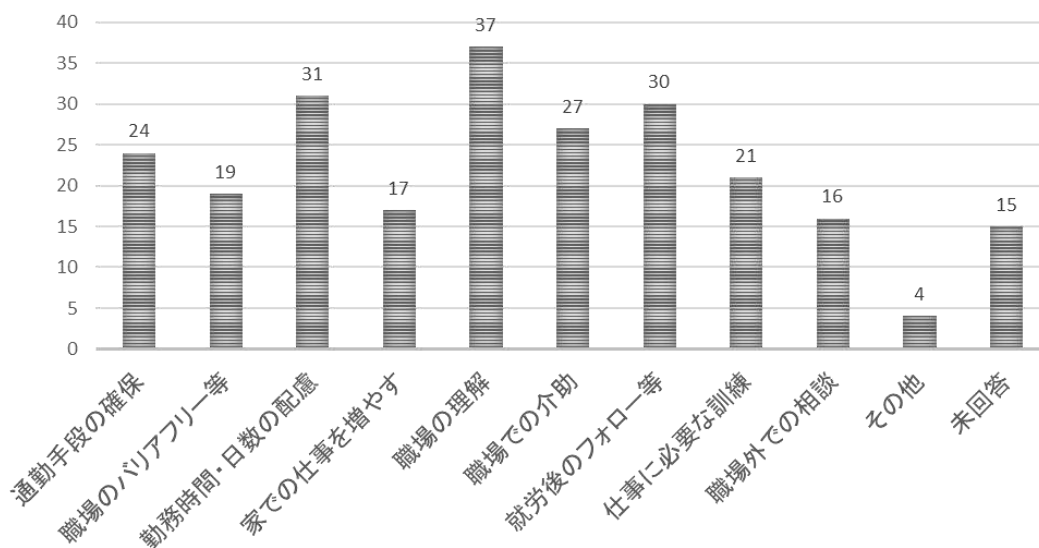


日中の過ごし方の設問において、仕事以外を選択した 18 歳から 64 歳までの方の就労希望については、50%以上の方が就労を希望しています。

就労希望	人数	割合%
有	24	54.5
無	14	31.8
未回答	6	13.6

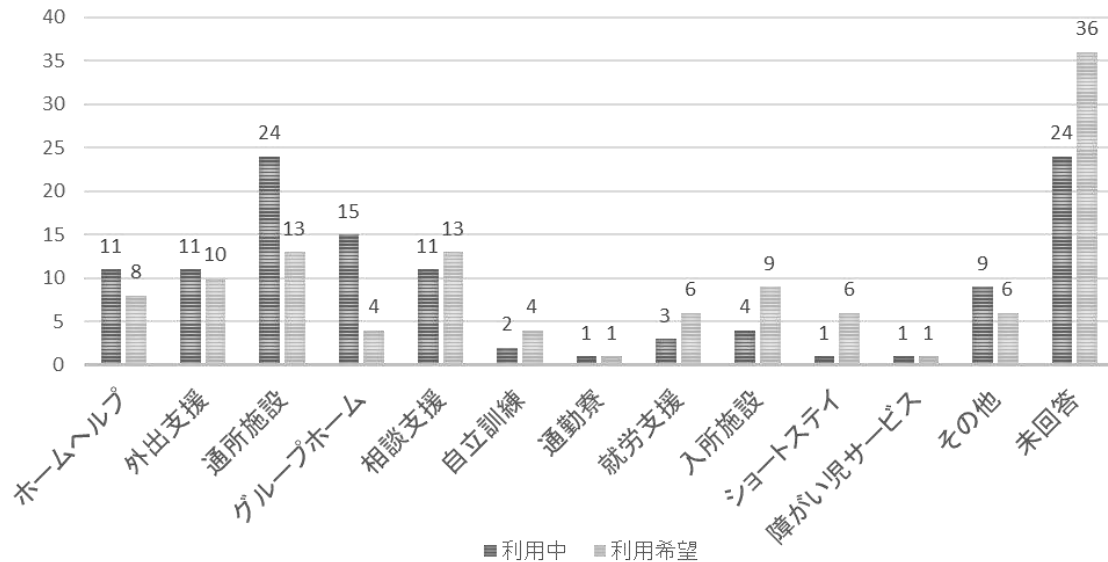


障がい者が仕事をしやすくするために希望する支援としては、多い順に、職場の理解、勤務時間・日数の配慮、就労後のフォロー等、職場での介助となっています。(複数回答あり)



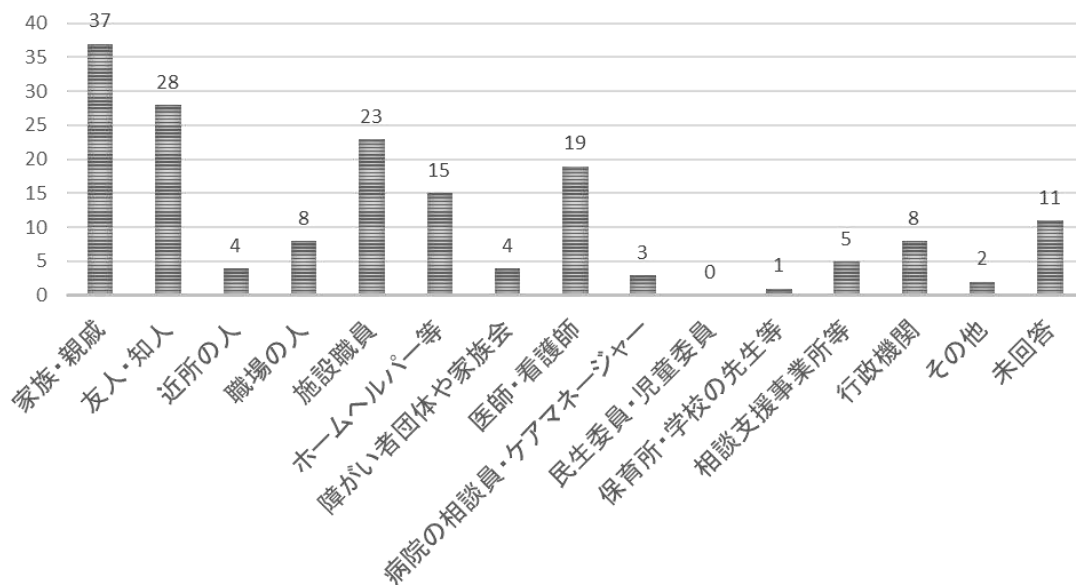
## 6) 障がい福祉サービスの利用状況

現在利用しているサービスとしては、多い順に、通所施設、グループホーム、ホームヘルプ、外出支援、相談支援となっています。一方、今後利用したいサービスとしては、多い順に、通所施設、相談支援、外出支援、入所施設、ホームヘルプとなっています。(複数回答あり)



## 7) 相談相手の状況

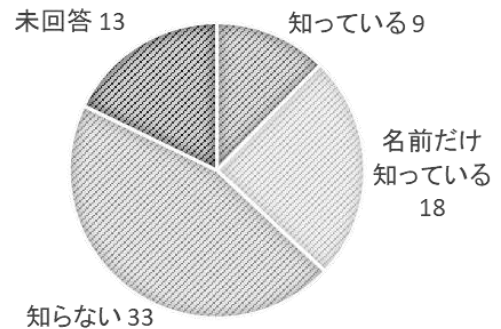
悩みや困りごとを相談相手は、多い順に、家族・親戚、友人・知人、施設職員、医師・看護師、ホームヘルパー等となっています。(複数回答あり)



## 8) 権利擁護の状況

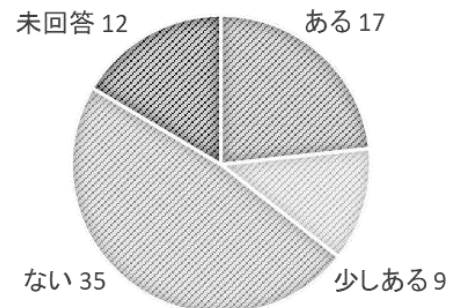
障害者差別解消法について、知らない 45.2%、名前だけ知っている 24.7%、合わせて約 70%がほぼ知らない状況となっています。

障害者差別解消法の認識	人数	割合%
知っている	9	12.3
名前だけ知っている	18	24.7
知らない	33	45.2
未回答	13	17.8

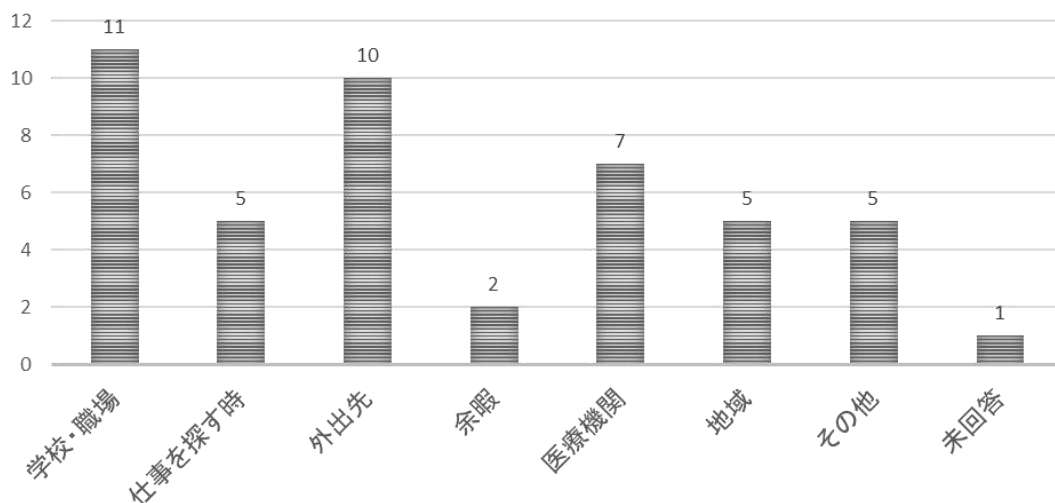


差別をされたと感じたことについて、ある 23.3%、少しある 12.3%、合わせて約 40%が差別を感じたことがあります。

差別されたと感じたこと	人数	割合%
ある	17	23.3
少しある	9	12.3
ない	35	47.9
未回答	12	16.4

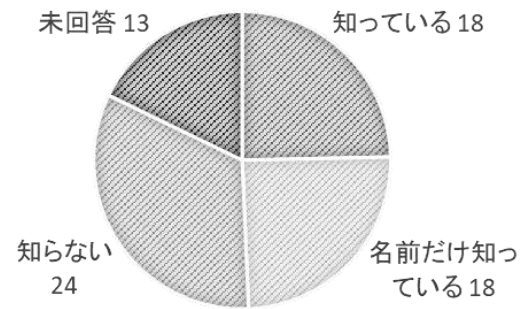


差別をされた場面としては、多い順に、学校・職場、外出先、医療機関となっている。その他として、家庭内や住居を賃貸するとき等の回答がありました。(複数回答あり)



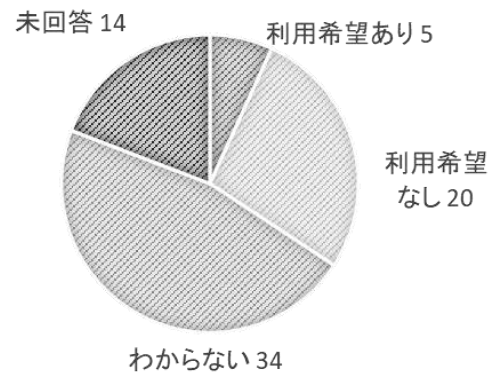
成年後見制度について、知らない 32.9%、名前だけ知っている 24.7%、合わせて約 60%がほぼ知らない状況となっています。

成年後見制度の認識	人数	割合%
知っている	18	24.7
名前だけ知っている	18	24.7
知らない	24	32.9
未回答	13	17.8



今後の成年後見制度の利用意向について、わからない 46.6%、利用希望なし 27.4%、利用希望あり 6.8%となっています。

成年後見制度の利用意向	人数	割合%
利用希望あり	5	6.8
利用希望なし	20	27.4
わからない	34	46.6
未回答	14	19.2



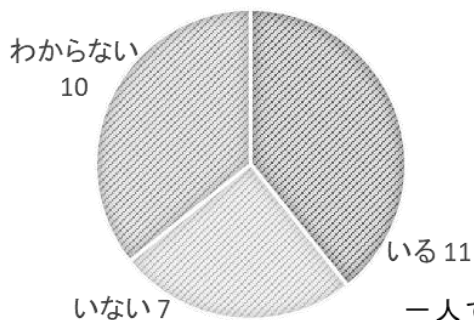
## 9) 災害時の対策状況

災害時に一人で避難できるかについて、できる 38.4%、できない 30.1%、わからない 21.9%、未回答 9.6%となっています。

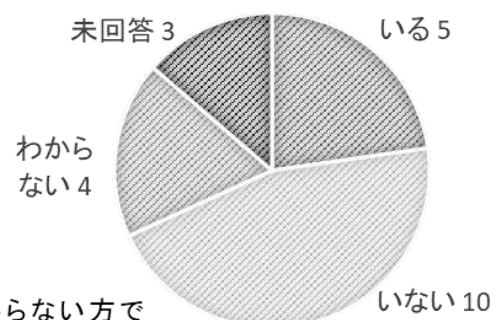
また、家族がいなかった場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいるかについて、一人で避難できない方で、助けてくれる人がいる 22.7%、一人で避難できるかわからない方で、助けてくれる人がいる 18.8%となっており、それぞれ低い割合となっています。

一人で避難できる	人数	割合%	近所に助けてくれる人	人数	割合%
できる	28	38.4	いる	11	39.3
			いない	7	25.0
			わからない	10	35.7
			未回答	0	0.0
できない	22	30.1	いる	5	22.7
			いない	10	45.5
			わからない	4	18.2
			未回答	3	13.6
わからない	16	21.6	いる	3	18.8
			いない	6	37.5
			わからない	7	43.8
			未回答	0	0.0
未回答	7	9.6	いる	0	0.0
			いない	0	0.0
			わからない	0	0.0
			未回答	7	100.0

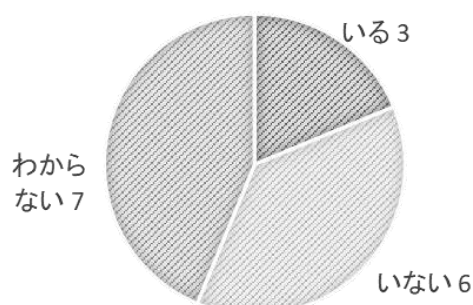
一人で避難できる方で  
近所に助けてくれる人の有無



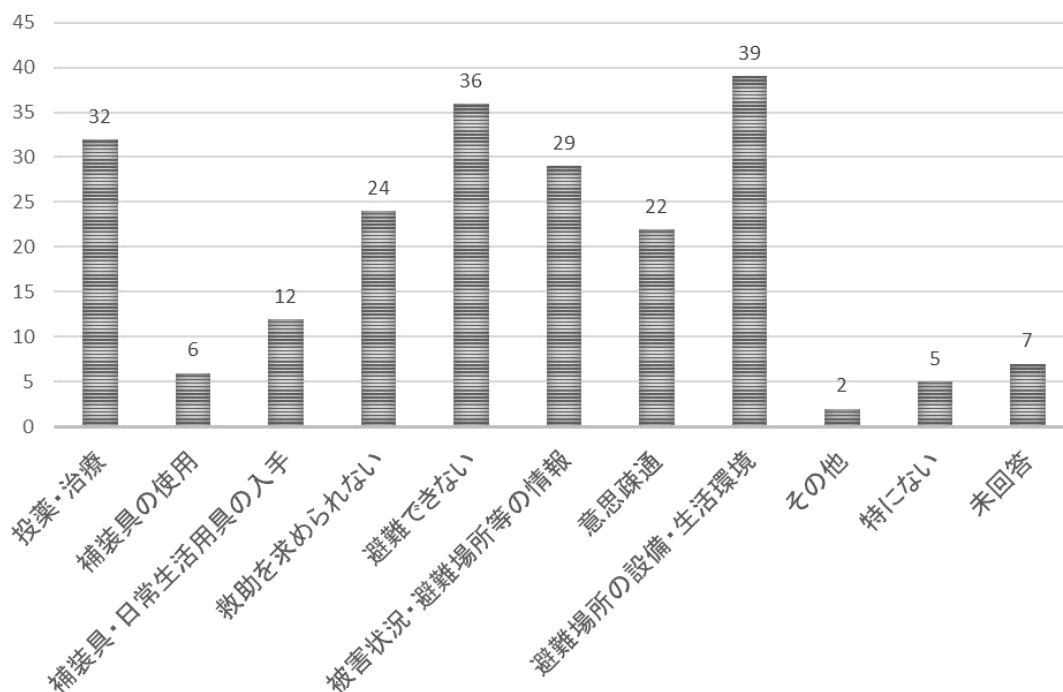
一人で避難できない方で  
近所に助けてくれる人の有無



一人で避難できるかわからない方で  
近所に助けてくれる人の有無

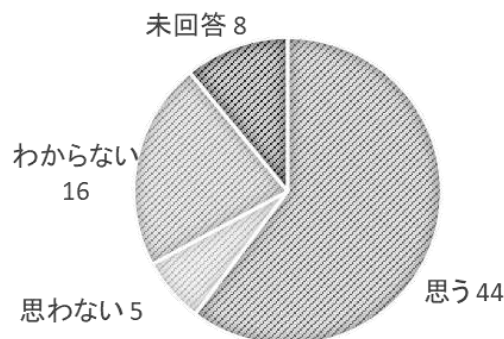


災害時に困ることとしては、多い順に、避難場所の設備や生活環境、避難できない、投薬・治療、被害状況・避難場所等の情報となっています。（複数回答あり）

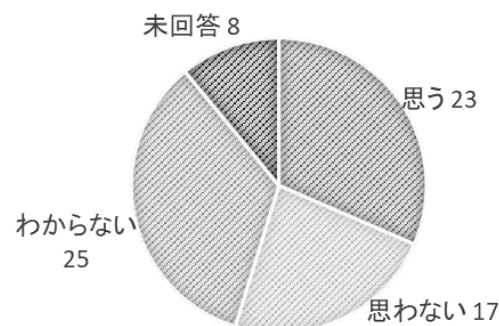


災害がおこったときに手助けが必要な人の名簿があるとよいと思うかについて、思うが約 60%、名簿に登録したいかについて、思うが約 30%となっています。

名簿があるとよい	人数	割合%
思う	44	60.3
思わない	5	6.8
わからない	16	21.9
未回答	8	11.0



名簿に登録したい	人数	割合%
思う	23	31.5
思わない	17	23.3
わからない	25	34.2
未回答	8	11.0



## 10) 自由意見

自由意見として、移動手段の充実、災害時の備蓄、町の障がい者雇用、制度・サービスの積極的な周知、島内ショートステイなどがありました。

### 3 事例の振り返りから見た八丈島の課題

#### 1) 経緯

数年前に八丈町在住の知的障がいのある方が島外の施設で急逝する事例がありました。その方は、高齢の母と二人暮らしでしたが、母が島外の医療機関に急遽入院することになったため、関係者による支援の検討が行われ、日中活動系サービスや訪問系サービスを24時間体制で利用して生活することとなりました。

その後、サービス提供に必要な人員体制が整わず現状の支援を継続することが困難となり、また島内に入所可能な施設がないなどの理由から、一時的に島外の施設を利用することとなりましたが、入所後、程なくしてお亡くなりになりました。

関係者は、その方の島での受け入れ体制の再構築を目指していましたが、ご本人の急逝という思いもかけない結果を受け、これまでの経過や課題を整理することを目的に振り返りの会議を行い、約2年に渡る振り返りで見えた課題や今後の改善策をまとめ、今後の八丈島の障がい者福祉につなげて欲しいとの思いから、ご家族了解のうえ、令和6年7月に八丈町自立支援協議会にまとめが提出されました。

この事例は、主たる介護者に不測の事態が生じた場合、残された障がいのある方をどのように支えていくのか考えさせられるものでした。八丈町としてもこの事例における課題は、今後の障がい者福祉を考えていくうえで共通する課題であると考え、計画に取り上げることとしました(P.18～19「課題と改善策」は、提出されたまとめからの要約・抜粋)。

#### 2) 課題と改善策

課題	改善策
①家族の負担	・家族が本音を言える環境づくり・言いづらさを抱える人達への配慮。
②本人についての理解と対応	・各計画やカンファレンス等において、本人の希望、困りごと、思いを聞き取り理解することを第一にする。 ・研修や勉強会等により、専門知識や支援スキルを学ぶ。 ・島内外の医療機関との連携強化。医療機関に対して確認したいことや、誰がその役割を担うのかを明確にする。
③精神医療について	・病院と連携する際の役割分担を明確にする。単に「連携」と言うことだけでなく、「こういうことがあったら必ず教えてほしい」とか、退院後に備えて関係者が知っておきたい情報は何かを予め共有しておく。 ・知的障がいがある場合、本人の気持ちを汲み取り、配慮してほしい事柄は病棟に伝える。
④カンファレンス等の開催と運営	・ケースごとに開催日時等の調整、司会進行、記録等の役割を決めておく。 ・カンファレンスの結果、支援内容を変えてみてどうなったか等を必ず確認するようにし、予めその日程を決めておく。
⑤保護者の緊急時の対応について	・今後についての本人の希望、緊急時についての家族の意向を確認しておく。家族・支援者と共に「もしもの時にどうするか」を想定し、準備しておく。エコマップなどでキーパーソンや緊急時対応者等の見える化しておく。 (※次ページにつづく)

課題	改善策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思を尊重しながら、保護者以外の方が決定する方法があるのか、ということについて勉強する。遺言書、成年後見人制度等の勉強会の実施。</li> </ul>
⑥島内福祉サービスの不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の福祉サービス、施設を充実させる(グループホーム、緊急一時保護、ショートステイ、行動援護等)。既存の事業所同士が有事に協力する仕組みづくり。人材の確保、育成、スキルアップ。</li> <li>・見学や勉強会等を積極的に行い、島外の様々なサービス(入所系・訪問系)の工夫を知り、島内で実現可能なサービスの組み合わせを考える。特に、家族の高齢化やいわゆる「親亡き後」に対応できる場所や仕組みをつくる。</li> <li>・利用者ごとに、島外に見学に行くなどして、一時的にでも安心してお願いできるような施設を事前に探しておくような方法を考える。</li> <li>・島外で協力してくれる、緊急一時入所施設や相談支援事業所を確保するよう、町から都へ働きかけを希望。</li> <li>・東京都として保健・医療・福祉のバックアップ体制を充実するよう、広域の自立支援協議会等に働きかける。</li> </ul>
⑦計画相談支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援を充実させ、本人が希望する生活のための支援と、そのモニタリングが適切に行われていくようにする。</li> <li>・相談支援専門員が中心的存在となり、個々の利用者のサービス全体やプロセスをマネジメントする役割を担うようにする。</li> <li>・「セルフプラン」の場合は、本人や家族がサービスをマネジメントできるように周囲の支援者が手伝い、本人の意思を尊重した計画が提出、実行されるように見守っていく。</li> </ul>
⑧評価すること (※この事例で評価できることとして)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民による見守りや支援があった。</li> <li>・近隣住民と島内福祉サービス事業所とで対応の役割分担ができ、各事業所が連携して、それぞれに可能な支援体制をとった。</li> <li>・町が臨時の支給(ヘルパーサービスの時間数を一時的に増やすこと)を決定。</li> <li>・支援会議には、保健、医療、福祉の担当者だけでなく、民生委員、地域住民などが参加し、多角的な話し合いがもたれた。</li> <li>・島内の各事業所の職員は利用者さんにとって顔なじみが多く、急な環境の変化に順応にする助けになった可能性はある。</li> <li>・様々な課題がある一方で「八丈島の強み」と言えるものは今後も大事にしていく。</li> </ul>
⑨各団体の理念について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体で組織としての理念を再確認する。職員一人一人が、その団体が創られた当時の想いを知り、「どういう組織で、どういうことのために働いているのか」を心に留めながら利用者と向き合うようにする。</li> <li>・障がい者に関わる団体同士、互いの理念について知り、自らの団体の役割を再確認する。</li> </ul>

## 第3章 障がい者施策の展開（障がい者計画）

### 1 基本理念

第6期計画では、「障がいのある人もない人も、自分で選択し、住み慣れた地域の中でいきいきと安心して暮らせる町づくり」を基本理念としました。第7期計画は、前期計画の基本理念を踏まえ、「障がいの有無にかかわらず、自ら必要な支援、サービス等を選択、享受し、地域とのつながりをつくる」とします。

### 2 基本目標と個別目標

基本目標	個別目標
<b>【基本目標1】</b> <u>それぞれの成長に合った自立生活を安心して送れるような支援</u>	1) 利用者本位のサービス選択
	2) サービスを担う人材の育成・確保
	3) 自立支援協議会の活用
	4) 就労支援の充実
	5) わかりやすい情報提供・積極的な情報発信
	6) 障がいのある子どもへの支援
	7) 相談支援の充実
<b>【基本目標2】</b> <u>地域における自立生活を支える仕組みづくり</u>	1) 障がいへの理解の促進
	2) 地域での交流の推進
	3) 災害対策
	4) 権利擁護の推進
	5) 移動手段の確保・支援

### 3 施策の展開

#### 【基本目標1】それぞれの成長に合った自立生活を安心して送れるような支援

##### 1) 利用者本位のサービス選択

- ・障がい特性や発達段階に応じた支援を受けられるように、保健、医療、福祉、子育て支援、教育等の連携を強化し、必要なサービスを把握し提供します。また障がい福祉サービスの充実を図り、日常生活の支援をしていきます。
- ・利用者自身が望む生活のため、サービス等利用計画におけるケアマネジメントの強化を行います。さらに障がい者同士でサポートし合えるピアサポート体制の構築などを目指します。

##### 2) サービスを担う人材の育成・確保

- ・サービスのニーズに合わせて人材育成や人材確保などの支援を行います。
- ・より良い支援を行えるように、自立支援協議会等で障がい者の対応について検討を行い介助者のバックアップをします。

### 3) 自立支援協議会の活用

- ・障がい者の地域生活支援に必要なネットワークづくりや、支援や連携のあり方を事例検討等により検証していきます。また、今後も計画の進行状況把握、進捗の管理及び評価を行い、計画を推進します。

### 4) 就労支援の充実

- ・障がい者就労に関しては、普及啓発を充実させるため、日中活動系サービス事業所や地域活動支援センター、都立青島特別支援学校八丈分教室・学校等と連携を図り、障がい者本人の意向に沿った就労先を見つけていきます。
- ・企業等に受け入れ体制を確認し整備して、受け入れ先の確保に努めます。さらに就労先には受け入れでの困りごとに関する相談や支援を行い、障がいがあっても安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

### 5) わかりやすい情報提供・積極的な情報発信

- ・福祉の制度、サービスに馴染みのない方でもわかりやすいような資料（かんたんガイドブック）を作り、障がいの特性に応じた情報提供の充実に努めます。
- ・広報はちじょうや町ホームページなど各種媒体を活用し、積極的に情報発信を行います。

### 6) 障がいのある子どもへの支援

- ・障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中でともに育っていくことができる環境が大切であるため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで継続して支援できる環境づくりを進めます。
- ・発達障がいの特性ある子どもへの支援として、専門家による個別相談を実施します。
- ・保育園や学童保育に職員を加配し、受け入れ体制を整備します。
- ・島内に障がい児向けの給付サービスを整備します。

### 7) 相談支援の充実

- ・障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実に向け、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化等に取り組んでいきます。
- ・八丈町から委託している身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動を充実させ、障がいのある人や家族などを対象に相談業務や助言などのほか、それぞれの立場などの理解促進、関係機関の円滑な業務遂行を図ることで、障がい者福祉の増進を図ります。また、精神障がいに関わる相談員を新たに設けます。

## 【基本目標2】地域における自立生活を支える仕組みづくり

### 1) 障がいへの理解の促進

- ・障がい理解への啓発活動の機会を増やし、さらなる理解の促進を図り、ともに生きる社会づくりを進めます。
- ・学校等へ障がい理解のプログラムを提供し、障がいの有無にかかわらずともに生きる心を育みます。

## 2) 地域での交流の推進

- ・関係機関等と連携し、相互交流の場づくりを進めます。
- ・八丈島夢伝、福祉交流会等の開催を支援します。

## 3) 災害対策

- ・地震や風水害をはじめとする災害の発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けるためには、災害時の避難行動における様々な課題の解消や、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があることから、要支援者名簿の整備や個別避難計画作成の推進、災害時におけるBCP（業務継続計画）の整備や情報提供体制の確保など、支援体制の構築に取り組んでいきます。

## 4) 権利擁護の推進

- ・成年後見制度の周知を図るとともに、福祉関係者や障がい当事者・家族への研修の場づくりを進めます。また、成年後見制度の申立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、成年後見制度利用支援事業を活用できるように支援していきます。
- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施する八丈町社会福祉協議会と連携し、判断能力が十分でない方の権利を守る制度の広報・普及、制度利用の相談支援、成年後見人の育成・支援等とともに地域ぐるみの支援を実現するネットワーク作りを進めます。
- ・障がい福祉係（基幹相談支援センター）が中心となり、障がい者虐待防止や障がい者差別解消に関する普及・啓発を進めるとともに、相談支援体制を整備し、関係機関と連携・協力しながら問題解決を図ります。

## 5) 移動手段の確保・支援

- ・福祉有償運送運営協議会を設置し、八丈町における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議します。
- ・重度の障がいのある人に対して、タクシー利用時の料金の一部を助成し、外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・今後予定している八丈町交通計画の策定プロセスの中で障がいのある人の交通対策について検討を進めます。

## 第4章 障がい福祉サービス等の提供体制確保の方策

### (障がい福祉計画/障がい児福祉計画)

#### 1 国の指針に基づく成果目標

##### 1) 前期(第6期)計画の達成状況

###### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

	目標値	実績値
【基準】 令和元年度末時点の施設入所者数	-	5
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数	-	2

数値目標は設定していませんでしたが、島外の施設に入所していた2の方が地域生活へ移行しました。

###### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会や地域包括支援センター主催の地域ケア会議、島しょ保健所八丈出張所主催の精神保健福祉連絡会などを活用するとしていましたが、コロナ禍という状況もあり十分に推進できませんでした。

###### ③地域生活支援支援拠点等の整備

令和3年度末までに1ヶ所以上確保を目標としていましたが、コロナ禍という状況もあり推進できませんでした。

###### ④福祉施設から一般就労への移行等

	目標値	実績値
【基準】 令和元年度の年間一般就労移行者数	-	0
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	3	0

国の基本指針(令和元年度末時点の1.27倍以上を一般就労へ移行)に沿って目標値を3人に設定しましたが、実績は0人となっています。

###### ⑤障がい児支援の提供体制の整備等

児童全体の数が少ないこともあり、サービス提供体制の整備目標は設定せず、その時の必要に応じて、各関係機関と協議して対応することとしており、整備についての具体的な動きはありませんでした。

## 2) 今期（第7期）計画の数値目標

国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年6月）に基づき、成果目標を設定しました。

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ・令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

#### 【八丈町の目標】

- ・島内に該当する施設はありませんが、令和5年度末時点での島外の施設を利用している施設入所者は3人です。利用者全体の人数が少ないこともあり、今回は数値目標を定めていません。

項目	数値
令和4年度末の施設入所者数（基準値）	4人
【目標値】入所者数の削減見込	-
【目標値】地域生活への移行者数	-

### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

#### 【八丈町の目標】

- ・入院患者の退院支援について、医療機関・関係機関・各種協議体との連携を強めていきます。

### ③地域生活支援の充実

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【八丈町の目標】

- ・令和8年度末までに1ヶ所以上整備し、コーディネーターの配置、強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握などを基本とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。
- ・都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

【八丈町の目標】

関係機関と連携を取りながら支援を行います。

項目	数値
令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人
【目標値】令和8年度の年間一般就労移行者数	3人
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人
【目標値】就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人
【目標値】就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人
【目標値】就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人
【目標値】就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数（基準値）	0人
【目標値】令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
【目標値】就労定着支援事業による職場定着率	25%

## ⑤障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 ヶ所以上設置することを基本とする。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 ヶ所以上確保することを基本とする。
- ・令和 8 年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【八丈町の目標】

- ・放課後等デイサービス事業所を 1 ヶ所設置することを基本とします。それ以外の項目については、必要に応じて関係機関が連携して対応しているため具体的な目標は設定しませんが、今後整備についてのニーズ把握を進めます。

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 【八丈町の目標】

- ・基幹相談支援センター（町障がい福祉係）は設置しておりますが、十分に機能できる体制が整っていないため、基幹相談支援センターの体制を強化し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化などを進めます。

## ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

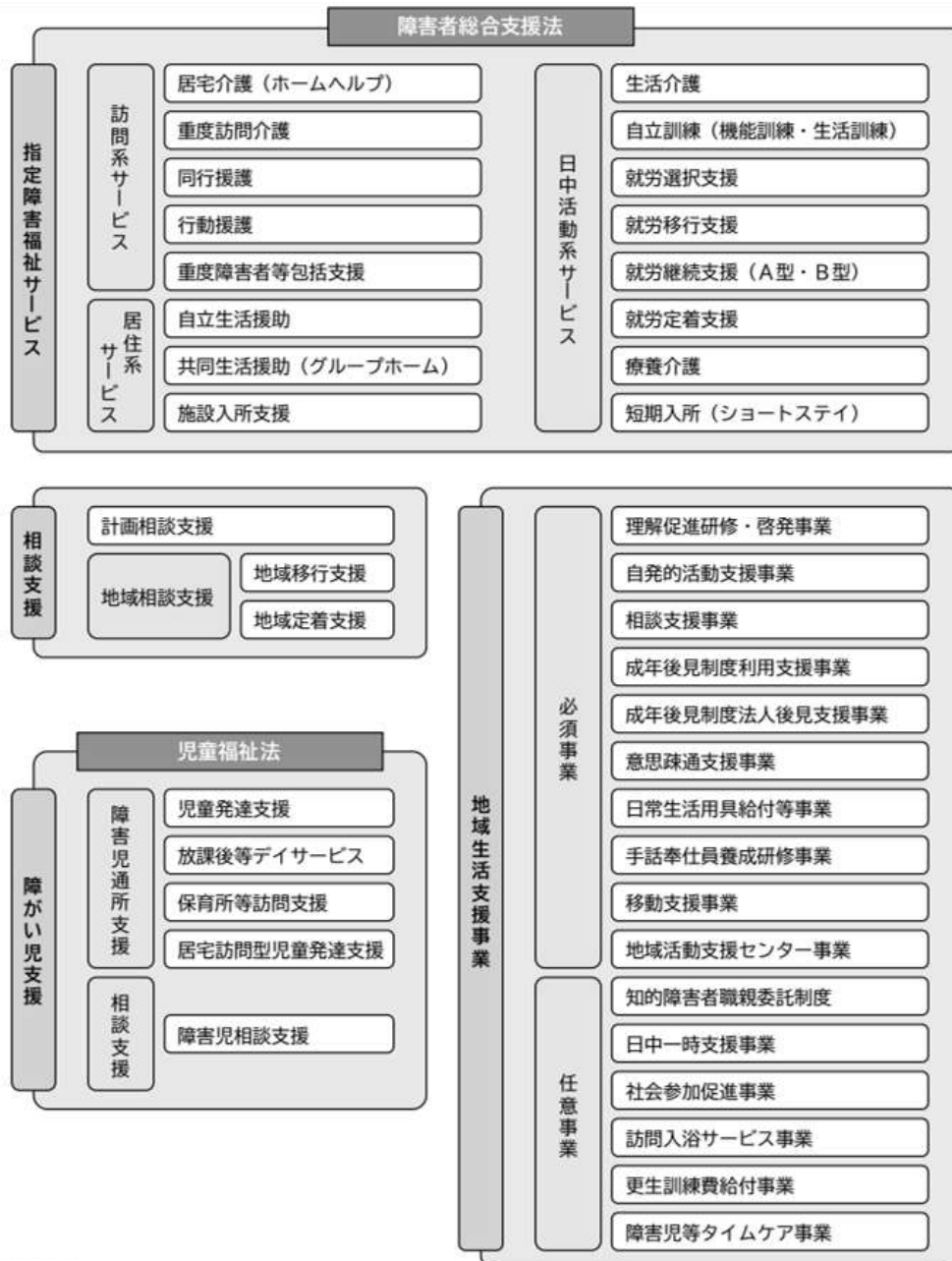
- ・令和 8 年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

【八丈町の目標】

- ・障がい福祉係の全職員が、障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と町で共有し、過誤請求等を防いでいきます。

## 2 障がい福祉サービスの体系

障がい福祉のサービスは、それぞれの障がいの重さや考慮すべき事（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるものと、市区町村の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。



### 3 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

#### 1) 訪問系サービス

##### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
居宅介護	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護・家事等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	重度の知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	移動が著しく困難な視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や通院同行、移動に必要な情報提供を行います。
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

※八丈町内に提供事業所の無い事業

##### ②サービスの見込量 （人数・時間／月）

サービスの見込量		実績			見込		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人数	17	16	16	18	18	18
	時間	136	134	143	160	160	160
重度訪問介護	人数	0	1	0	0	0	0
	時間	0	2	0	0	0	0
行動援護	人数	5	5	4	5	5	5
	時間	25	19	12	20	20	20
同行援護	人数	4	4	3	4	4	4
	時間	19	24	19	25	25	25
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

サービスの担い手の確保や人材育成が図られるようにサービス提供事業者と連携していきます。

## 2) 日中活動系サービス

### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、実情に応じて障がい者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練※ (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援※	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型※・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型(雇用型)は、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型(非雇用型)は、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援※	利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。
就労選択支援※	障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します(新規サービス・令和7年10月から開始予定)。
療養介護※	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所※ (福祉型・医療型)	自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※八丈町内に提供事業所の無いサービス

②サービスの見込量（人数／月）

サービスの見込量		実績			見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護		41	37	30	30	30	30
自立訓練	機能訓練	0	0	0	0	0	0
	生活訓練	1	1	1	1	1	1
就労移行支援		0	0	1	1	1	1
就労継続支援	A型	0	0	0	0	0	1
	B型	39	39	38	42	42	42
就労定着支援		0	0	0	0	0	1
就労選択支援		-	-	-	-	0	0
療養介護		1	1	1	1	1	1
短期入所	福祉型	0	0	0	1	1	1
	医療型	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

家族等介助者の高齢化により今後短期入所の需要が高まってくることが予想されるため、島内でのサービス提供について、地域生活支援拠点等の整備と併せて検討していきます。

### 3) 居住系サービス

#### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
共同生活援助	身体・知的・精神の障がいのある人が生活を行う住居で、家事、生活等に関する相談又は助言、就労先等関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援※	主に夜間、介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。
自立生活援助※	入所支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人、又は地域で継続して生活を送ることが困難である人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

※八丈町内に提供事業所の無いサービス

#### ②サービスの見込量 (人数/月)

サービスの見込量	実績			見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
共同生活援助	30	27	27	27	27	27
施設入所支援	5	4	3	3	3	3
自立生活援助	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

必要なニーズに対応できるように島内外のサービス提供事業者と連携していきます。

#### 4) 相談支援

##### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人や障がいのある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かいケアマネジメントを行うことを目的に、サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に「サービス等利用計画」を作成します。また、支給決定時の作成と決定後の一定期間ごとに計画の見直しを行います。
地域移行支援※	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人、もしくは精神科病院等に入院している精神障がいのある人で、比較的症状が安定している入院・入所者の実態に即して、退院・退所や社会復帰に向けた支援を行います。また、入院・入所者の一人ひとりの状況や、どれだけの方がサービスを必要としているかについて、各関係機関・協議体等との連携を図りながら、実態を把握し、より具体的な支援方法の検討に努めます。さらに、公営住宅の提供等住居の確保や、その他地域生活への移行に関する様々な相談や支援を検討します。
地域定着支援※	地域移行支援サービスを利用後、退院・退所して地域において単身等で生活する障がいのある人や、家族との同居から単身生活に移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人を対象に、24時間の連絡体制を確保し、医療と福祉の包括的な支援、日中活動、各種サービスの利用、住まいの場に関する継続的な支援を行います。また、緊急事態にも相談、訪問、対応等を行うとともに、地域住民との交流促進を図る等、安定した地域生活が継続できるよう支援します。

※八丈町内に提供事業所の無いサービス

##### ②サービスの見込量 (人数/月)

サービスの見込量	実績			見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	16	13	13	15	20	25
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

##### 【見込量確保のための方策】

サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する相談支援事業所が八丈町内に1カ所ということもあり、計画の作成を事業所に依頼出来ず、本人や家族などでセルフプランを作成している方が現在27人となっています。計画を作成する相談支援専門員は、本人のケアマネジメントの中心的役割を担うことから、相談支援事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図ります。

## 5) 障害児通所支援サービス

### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
児童発達支援※	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。
医療型児童発達支援※	未就学の障がいのある児童（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス※	就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援※	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援※	重度の障がい等の状態にある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援※	障害児通所支援の利用申請手続において、障害児支援利用計画書の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い、見直し等の援助を行います。

※八丈町内に提供事業所の無いサービス

### ②サービスの見込量 （人数／月）

サービスの見込量	実績			見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	0	0	0	0	6	6
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0	5	5

#### 【見込量確保のための方策】

ニーズを把握し、サービス提供事業者の参入を促すほか、必要に応じて、島外のサービス提供事業所と連携します。

## 4 地域生活支援事業の見込量と確保策

### 1) 必須事業

#### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人などが自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築、虐待防止等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な人で、本人等の財産等の状況から申立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、費用の支給を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、実施主体の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出ヘルパーによる移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、通所により創作的活動や生産活動の場を提供するほか、地域との交流の促進等を行います。

## ②サービスの見込量

サービスの見込量		実績			見込		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業		未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	件	0	0	0	1	1	1
相談支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討
意思疎通支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	0	0	1	1
	自立生活支援用具	件	1	1	0	1	1
	在宅療養等支援用具	件	2	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	件	198	191	186	190	190
	住宅改修	件	1	0	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業		未実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討
移動支援事業	人数/月	1	1	2	3	4	4
	時間/月	2	8	18	18	20	20
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	設置数	1	1	1	1	1	1
	延べ人数/月	149	150	168	170	170	170

### 【見込量確保のための方策】

- ・理解促進研修・啓発事業：広報はちじょうや町ホームページ等を活用し、それぞれの障がい特性や必要な配慮、虐待防止、差別解消等の広報・啓発を進めます。
- ・自発的活動支援事業：八丈町社会福祉協議会を中心に行っている「障害者友の会」の補助を行っています。今後も、障がい当事者等の自発的活動を支援します。
- ・相談支援事業：障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。処遇困難事例についても、町、関係機関、自立支援協議会等と連携し、対処法を検討していきます。また、基幹相談支援センター（町障がい福祉係）の人員体制の強化等、相談支援体制の強化を目指します。
- ・成年後見制度利用支援事業：制度の利用が有効と認められる知的又は精神障がいのある人に対して、制度の周知に努めるとともに、後見等の申立て費用及び後見人等の報酬の助成を通じて、制度の利用促進を支援し、これらの人々の権利擁護を実施します。
- ・成年後見制度法人後見支援事業：ニーズ検証し、法人後見や市民後見人の必要性を考えます。
- ・意思疎通支援事業：ニーズを検証し、手話通訳者の派遣の必要性を考えます。
- ・日常生活用具給付等事業：引き続き障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、生活支援用具等を給付するとともに住宅改修費を助成します。

- ・手話奉仕員養成研修事業：ニーズを検証し、養成研修の必要性を考えます。
- ・移動支援事業：ニーズに対応できるように島内外のサービス提供事業者と連携していきます。
- ・地域活動支援センター事業（Ⅱ型）：現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。

## 2) 任意事業

市区町村独自の事業として、日常生活支援、社会参加支援、就業・就労支援の3種類からなる任意事業があります。

### ①サービス種類と概要

サービス名	内 容
レクリエーション活動等支援	障がいのある方の社会参加の機会を増やすため、レクリエーション活動等を支援します。
更生訓練費給付	施設に入所、又は通所して更生訓練を受けている障がいのある人に、社会復帰の促進を図るため、「更生訓練費」を給付します。

### ②サービスの見込量

サービスの見込量	実績			見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
レクリエーション活動等支援	0	0	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付	件	0	0	0	1	1

#### 【見込量確保のための方策】

- ・レクリエーション活動等支援：現在は、八丈島夢伝（障がいのある方もない方も一緒に参加するウォーク・ランのイベント）の補助や協力を行っています。今後は社会参加の機会だけでなく、障がいのある方の理解促進プログラムとしても位置付け、創意工夫を図ります。
- ・更生訓練費給付：引き続き障がいのある人の就業・就労支援の一つとして実施していきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい当事者やその家族、障がい者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の連携や地域とのネットワーク化が必要になります。

本計画では、町・事業所・住民が一体となって、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がい者を支えるネットワークの構築をめざしていきます。

本計画に掲げた施策について、国や東京都の実施する各種事業や制度を活用し、連携を図りながら実施していきます。

また地域の住民や企業に対して、障がいに対する正しい知識の普及に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指します。

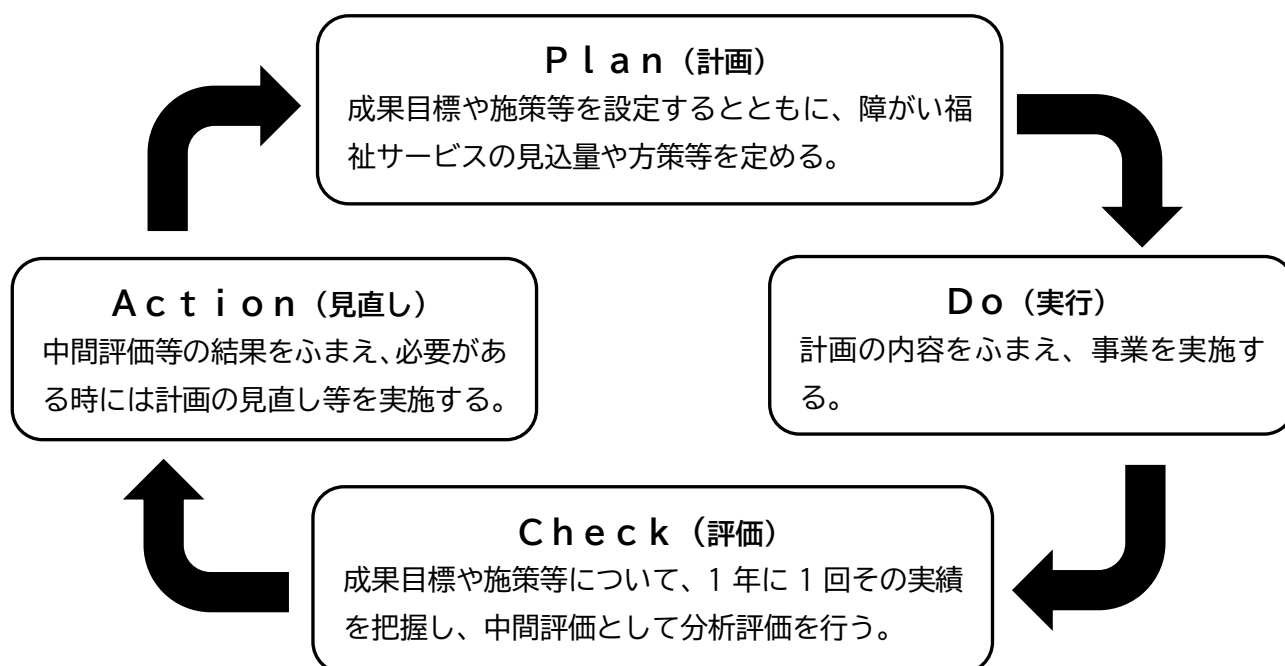
### 2 計画の進捗管理と評価

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

そのため八丈町自立支援協議会において成果目標や施策等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、新たな国・都の施策などに柔軟に対応し、八丈町自立支援協議会から意見を聞きながら必要に応じ見直しをしていきます。また、本計画において今後検討する事項とした課題については、継続して取り組みを進めていきます。

#### 「PDCAサイクル」のイメージ



## 資料編

### 八丈町自立支援協議会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域の課題を整理しながら障がい福祉に関する方策を協議する場として、八丈町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 地域における障がい福祉に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する計画の立案、進行管理。
- (3) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) その他、協議会において必要と認めること。

#### (組織)

第3条 協議会の委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい福祉に関わる行政機関の職員
- (2) 障がい福祉に関わる事業所の職員
- (3) 民生委員（児童委員）の職にある者
- (4) 障がい当事者・家族
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) その他、町長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

#### (専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議にて知り得た個人情報の取り扱いに十分留意するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

3 第4条の規定に基づき最初に任命する委員の任期については、同条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

## 八丈町自立支援協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（敬称略）

委員名	所属等
浅沼 淳一	八丈町民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部 副部長
臼井 久美子	東京都島しょ保健所八丈出張所 保健指導担当 課長代理
内山 智温	八丈町子ども家庭支援センター 主査
梅田 龍示	八丈町教育相談員
奥山 暉	特定非営利活動法人ちよんこめ会 事務局長
小黑 真吾	東京都八丈支庁総務課 課長代理
小野 高志	八丈町福祉健康課 課長
◎ 加納 穂子	一般社団法人八丈島ドロップス 代表理事
佐々木 攻	社会福祉法人八丈町社会福祉協議会 事務局長
○ 山下 君代	島内在住当事者家族
綿貫 さおり	特定非営利活動法人八丈島ロベの会 多機能型事業所のびのび 管理者
渡部 耕治	島内在住当事者

◎委員長 ○副委員長

## 八丈町障がい者福祉計画

・第7次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

---

令和6年12月

発 行 八丈町

編 集 八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

T E L : 04996-2-5570      F A X : 04996-2-7923